

土庄町農業委員会会議録

平成30年12月20日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	平林 紀芳	三村 康	佐伯 敏雄
森 和志	濱中 紀仁	末長 顕悟	中野 博喜

欠席委員

石井 正樹

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、12月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

平林委員、三村委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第25番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第1号第25番については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり生前贈与です。申請地は、木香の方は県道から海岸へ降りる道の途中にあり、柳西の方は菜園です。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第25番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第25番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第26番については、次の議案第2号第21番と関連がありますので、一括して説明の上ご審議頂きたいと思えます。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書2, 3ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、まずは議案第1号第26番について、森委員からご説明をお願いします。

(森委員)

議案第1号第26番については、譲受法人の代表取締役は生まれ故郷の寺周辺の遊休農地で果樹・野菜を栽培、販売するために会社を立ち上げたそうです。この土地はその寺の真下にある土地です。ここにモモや杏を植える計画だそうです。数年前からこの準備として

野菜や果物を東京で販売しているそうです。農地所有適格法人ということで問題は無いか  
と思います。

(議 長)

続いて、議案第2号第26番について私の方から説明いたします。

(議 長)

申請地は、JA北浦支店から坂を上った端の所、かなり広い農地です。過去には大きな木  
が生えて、雑木林のような状態でしたがそれを切り開いて再度、開墾して、現状は野菜・果  
樹等を植えられるような状態になっています。ただし、雑草等が生えてきておりますので  
一度管理をする必要があるかと思えます。貸人は、借受法人の役員の一であり、利用権  
設定をして、野菜を作るとのこと、特に問題は無いかと思えます。借受法人につきまし  
ては、現在既に、関東の方へ野菜の出荷を行っており、実績もあります。この法人が、雇用  
の発生や、遊休農地の解消に寄与して頂ければ喜ばしいことと思えます。

(議 長)

私と森委員からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

(濱中委員)

売買価格が平均より高額に思えるが。

(事務局)

事務局から説明いたします。この価格は、土地の売買価格以外の分も含まれているとの  
ことです。過去に譲渡人が自宅を新築しようとした際、当該土地を利用しようと農地転用

申請を行い、許可を得ていましたが、今回の譲受人がどうしてもこの土地を使用したいということで、地域の発展のためならば、と譲渡人が転用許可を取り消したという経緯があります。そういった事情を勘案して、この価格で合意したとのこと。

(議 長)

他に質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第26番、議案第2号第21番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第26番、議案第2号第21番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第2号第22番から第24番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

第22番から第24番については、全て、利用権の再設定案件になります。

第22番については、貸人は島外在住のため、引き続き、借人が耕作を行うものです。

第23番、第24番については、借人が香川県のブランド米「おいでまい」の生産拡大のために借り受けるものです。

従いまして、3件ともに特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 22 番から第 24 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 22 番から第 24 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 4 ～ 1 6 ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領 3 ( 2 ) の許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 3 号第 6 番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第 3 号第 6 番については、位置については資料のとおりです。申請地は山の中であり、現地はこのあたりかな、という程度でしか判別できない状態でした。40 年以上前の、親の世代にはみかん栽培をしていたようですが、現在は完全に山林化しております。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第6番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第6番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第3号第7番について、私から説明いたします。

(濱岡委員)

議案第3号第7番については、位置については、県道から少し入った所、小海集落の神社があるあたりです。その神社の東隣、現場を確認しましたが、神社裏の森と全く変わらず、大木も生えているような状態で、農地として復元するのは難しいと思われま

(議 長)

濱岡委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第 3 号第 8 番について、中野委員からご説明をお願いします。

(中野委員)

議案第 3 号第 8 番については、甲生地区です。所有者は島外にずっと住まれており、弟さんがおりましたが、弟さんも亡くなられており、豊島に帰る予定もなく、屋敷等も売却されております。写真にあるように、ほぼすべて山林原野化しております。そこに至る道も猪に荒らされていたり、農地として復元するのは難しいと思われま。

(議 長)

中野委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画承認について」及び「農用地利用配分計画の承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 17 ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第4号第4番、第5番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第4号第4番、第5番については、借人に関しましては、アボカドやイチジクを栽培されている農地所有適格法人です。場所としましては、バイパスから上がっていく土地になり、現在借人が耕作している土地の近くであり、借人は精力的に農業を行っていることもあり、特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第4番、第5番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第4番、第5番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 1月21日(月) 午後1時半～ 役場2階 会議室

○ 農業委員の綱紀粛正について

○ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時52分

議事録署名人 議 長

議事録署名人 平林 紀芳

議事録署名人 三村 康